# (問合先) 人権教育課 **49**2 2 2 2

③体験から学ぶ人権講座

一稲美町じ

んけ

々な人、

した「体験型人権学び講座」な人、自然、文化にふれあい、んけんわくわくスクール」

知ら

せ

します

人権尊重の

い心を育むこと 保護者を対

とを目的

(回程度)

を開催します

各小学校を通じて講座生を

る予

フ

エ旬

(4) 集し、 ・ 第 2 8 <del>を</del> 大会・ 1 回 稲葉 稲美町 い美 な町 み

職場における

の実践発表と情報交換の場で町内の学校園・地域団体・職

コスティバルのから開講する 権大会 福祉フ 位フェスティバル こころあった会) 開催 研究大会 成27年 ル

人権 12 8 月 月 6 31 日 日 土田

和 教

国民健康保険に加入している70~74歳の人へ

70歳から74歳の人の医療費の窓口負担 は、現役並み所得世帯の人を除き、特例 措置でこれまで1割とされていました(法

律上は2割)。しかし平成26年度から、よ り公平な仕組みとするため、この特例措 置が見直されることとなりました。 見直しに当たっては、高齢の方の生活

に大きな影響が生じることのないよう、 平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎 **える人から段階的に実施**されることとな りましたのでお知らせします。

医療機関での窓口負担が一部変わります

所得区分 対象となる人 負担割合 誕生月の翌月から 昭和19年4月2日以降に生ま 2割(変更) れた人(新たに70歳になる人) (※ただし、各月1日生まれの人は · 低所得(住民 その月から2割) 税非課税)世帯 昭和19年4月1日までに生ま 1割(据え置き) れた人(既に70歳になった人) 現役並み所得世帯 3割

- ※70歳になる人には誕生月の月末(1日生まれの人は前月末)までに負担割合を記 載した高齢受給者証を送ります。
- ※稲美町国民健康保険以外の保険に加入している人は、それぞれの保険にお問い合 わせください。

《問合先》住民課国保年金係 ☎492-9135

お誘いあわせのう 広く人権文化をすす

め今

ご参加っていきませ

くださ

年 7

な事業を通して、

稲美町内に

②**人権啓発講**席 下バイザー、 になせしませ

っ

はま、

いただきます(年いただきます) いただきます) ・トセミナー」

題に

0

13

豊富な

度)。

当日、

ロ時や講師にいる お話しして いっぱいされる いっぱいでいる。

ついい

11

決ま

てはな

も参 (年 5

第でる程

次加

、ること

欄等でき

ドす課

時期や学習内 時期や学習内

事務局では事務局では

治会の

学習推進員(人権学習担当)を中については、自治会長、ふれあについては、自治会長、ふれあの公会堂や集会所で、年一回、身近の公会堂や集会所で、年一回、身近の公会堂や集会所で、年一回、身近の公会堂や集会所で

担当者からおし、身近な人権

あした

天気区

平成26年度「人

(権教育·

啓発に関する事業」のお知らせ

なあれ

人權を考える。」))

O

ろげよう

こころのネッ

Ö

ク

# 金

本人の所得が一定以下の学生は、 きる**学生納付特例制度**があります。 申請により在学期間中の国民年金保険料(平成26年度月額15,250円)を猶予で また、平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間についてさかのぼって学生納付

特例を申請できるようになります。	
対 象 者	保険料を納めるのが困難な学生
申請方法	◎昨年度猶予され今年度も在学予定の場合 → ハガキ形式の学生納付特例申請書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ返送してください。
	◎初めて申請する場合など → 学生証または在学証明書をお持ちのうえ、役場で申請してください。
審査内容	学生本人の前年所得が118万円以下 *失業等による特例制度有り
審査結果	承認(却下)通知を本人あてに送付
承認期間	4月(または20歳到達月)から翌年の3月まで *年度ごとに申請が必要
承認内容	①承認期間中の障害など不慮の事態には、障害基礎年金等が支給されます。 ②承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間になります。 ③承認期間は、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。
	(承認を受けた年度以降3年目からは当時の保険料額に加算がつきます)
【申請期間】 【問 合 先】	

# 障害者の軽自動車税または 自動車税の減免

身体障害者手帳などをお持ちの人が利用されている軽 自動車または普通自動車について、税の減免ができます。 ただし、障害者一人につき、軽自動車または普通自動 車どちらか1台に限ります。

## ● 軽自動車の場合

▶申請場所 税務課

▶申請期限 5月26日(月)まで

### ▶必要なもの

- · 納稅涌知書
- ・運転免許証(減免申請する車を運転する人のもの
- ·身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手 (※各種手帳は必ず原本をお持ちください)

## 【 ● 普通自動車の場合

- ▶申請場所 加古川県税事務所
- 4月1日(火)から納期限まで ▶申請期間(通常) ※上記の申請期間経過後も月割減免制度があります。詳 しくは加古川県税事務所にご確認ください。

#### ▶必要なもの

・印かん・運転免許証・身体障害者手帳、療育手帳な ど。その他必要な書類は加古川県税事務所(☎ 421-9271) にご確認ください。

# 平成26年度軽自動車税の納期限は 6月2日 (月) です

納税通知書は5月上旬に発送する予定です

# 固定資産の『縦覧』

納税義務者の皆さんが、町内の土地や家屋と自己の 資産の価格(評価額)を比較できる「土地・家屋価格 等縦覧帳簿」を縦覧することができます。

なお、この縦覧帳簿には、所有者や 税額などは記載されていません。

●と き 4月1日(火)~6月2日(月) 8:30~17:15(土日、祝日を除く)

●ところ 税務課

#### ●縦覧できる人

町内に所在する土地・家屋にかかる固定資産税の 納税義務者またはその代理人

#### 必要なもの

- ・ 印かん
- 身分証明書〔顔写真有りの場合は1点(運転免許 証など)、写真無しの場合は2点(健康保険証+納 税通知書など)]
- ※代理人の場合は、委任状が必要です。

### 閲覧制度について

自己資産の価格などの確認は、固定資産課税台帳 (名寄帳)の「閲覧制度」をご利用ください。

※借地・借家人が閲覧する場合は、賃貸借契約書などの 権利関係が確認できるものが必要です。

## 審査の申し出し

固定資産税の納税義務者で固定資産課税台帳に登 録された価格に不服がある場合は、納税通知書を受 け取った日の60日後までに固定資産評価審査委員会 に審査の申し出ができます。

# 平成26年度固定資産税・都市計画税の 納期限は6月2日(月)です

納税通知書は5月上旬に発送する予定です

「期別」のみの変更は、役れている場合で、「全納」とすでに口座振替を利用さ 〈手続きに必要なもの〉 納税通知書 通帳届出印 預貯金通帳 利用ください ゆうちょ銀行は、 ょ銀行指定の依頼書をご 兵庫 西兵庫信用金庫 姫路信用金庫

「期別」のみの変更は、れている場合で、「全納」

指定納期限

税 固定資産税

国民健康保険税

依頼書締切日※

軽 自 動 車 税

民

県

ゆうち

6月

全期・1期

6月2日(月) 6月30日(月

播州信用金庫

**兵庫県信用組** 但馬銀行

7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月

3期

3期

| 9月30日(火) | 10月31日(金) | 12月1日(月) | 12月25日(木)

5期

5期

3期

4期

4期

みなと銀行 二井住友銀行

但陽信用金庫

7月31日(木) 9月1日(月)

2期

1期

1期

2期

2期

2期

つけてあります。 には□座振替依頼書が備え 次の金融機関の窓口でお し込みください 町内の各金融機 ん便利です。 関

2月2日(月)

4期

4期

3期

6期

6期

と、納め忘れや支払口座振替をご利用い めお出かけになる手間が が た だ | 2月 | 3月

# の納付は安全で安心 座振替をご利用 3月2日(月) 3月31日(火 < だ な さい 4月30日(水) | 5月30日(全) | 6月30日(月) | 7月31日(木) | 8月29日(金) | 9月30日(火) | 10月31日(金) | 11月28日(金) | 12月25日(木) | 1月30日(金) | 2月27日(金

町

税

等

※金融機関で締切日までに依頼されると、上記の納期限に間に合います

全期・1期

全期

2014.4 広報 (大き) 広報 じたき 2014.4